

令和2年3月18日

報道関係者各位

## 習志野市教職員の懲戒処分について

習志野市教育委員会教育長 小熊 隆

千葉県教育委員会議(3月18日)における習志野市教職員の懲戒処分について、下記の通り御報告いたします。

### 記

- I 学校名 習志野市立第二中学校(生徒数 668名 令和元年5月1日現在)
- II 事故内容 職員による公金の着服及び校長の管理責任に関する懲戒処分
- III 概要
- 1(1) 被処分者 教諭 辰野 翼(28歳)
- (2) 所 属 習志野市立第二中学校
- (3) 処分内容 免職
- (4) 事故の概要 当該教諭は、平成28年12月頃から令和元年9月上旬までの間、学年室及び職員室のロッカーに保管されていた、顧問をする部活動の生徒から集金したユニフォーム代等、後援会等から渡された部活動援助費及び習志野市教育研究会算数数学部会予算の一部の計640,000円を着服した。
- このことは、令和2年2月14日(金)午後1時25分頃、県教育委員会に、教諭が着服をしているとの匿名の電話が入り、同17日(月)午後7時頃、校長が教諭に対し、事情を確認したところ、事実を概ね認めたことから発覚した。
- (5) 法的根拠 地方公務員法第33条(信用失墜行為の禁止)違反
- (6) 適用条項 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号
- 2(1) 被処分者 男性校長 (58歳)
- (2) 所 属 習志野市立第二中学校
- (3) 処分内容 減給 6月(給料の10分の1)
- (4) 事故の概要 当該校長は、校長として校務を掌握し、所属職員を監督すべきところ、平成28年12月頃から令和元年9月上旬までの間、校内において複数回発生した、所属職員による学校徴収金等の着服事故を防ぐことができなかった。



未来のために～みんながやさしさでつながるまち～

## 習志野市

また、所属職員による着服の事実の一部を把握したにも関わらず、速やかに当該市教育委員会へ報告しなかった。

- (5) 法的根拠 地方公務員法第32条(法令及び上司の職務上の命令に従う義務)違反  
地方公務員法第33条(信用失墜行為の禁止)違反
- (6) 適用条項 地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号

#### IV 事故事由

職員の公金の着服に関する職員の懲戒処分。

公金の着服に対しての初期対応及び再発防止策に関して課題が多くあり、防ぐことができなかったことに関する校長の管理責任。

#### V コメント

習志野市教育委員会としては、児童生徒に範を示すべき教諭がこのような事態を起こしたこと、また、学校の管理体制の中で防ぐことができなかったことに対して、深くお詫び申し上げます。今後は、信頼回復に努めるとともに、教職員一人ひとりが行動基準を今一度見直すよう、服務規律を徹底してまいります。

#### 問い合わせ先

習志野市教育委員会学校教育課

課長 本間 千佳子

TEL 047-451-1133(学校教育課直通)